平成２５年（フ）第１３１４２号
東京都町田市本町田816―２―309
債務者　大塚　翔太
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４３号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台10―７―405、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市円蔵2090―６
債務者　伊藤　廣道
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３１４６号
千葉県浦安市富士見３丁目15―５―305　ウッディコーポラスＢ
債務者　永井　理恵
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５２７８号
大阪府箕面市牧落３丁目12番13号　201号、前住所大阪府箕面市稲１丁目10番２―202号
債務者　髙橋　幸男
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３０号
静岡県藤枝市前島２丁目17番８号　クレスト磯部202号、旧住所静岡県伊東市富戸1188番地の16
債務者　山口　育子
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５７６号
静岡市葵区南沼上３丁目22番12号　グリーンハイツ神明前101
債務者　安藤富美子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５９７号
静岡県御前崎市白羽5373番地の７
債務者　今福　勇治
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０４号
北海道帯広市緑ケ丘東通東44番地　管原マンション２号室
債務者　井上由加利
1　決定年月日時　平成25年12月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
栃木県下野市下石橋108番地10
債務者　三浦　慶宏
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１３０８８号
千葉県船橋市本中山３丁目13―３―303
債務者　紺野　大亮
1　決定年月日時　平成25年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１２号
福岡県宮若市宮田1454番地３
破産者　有限会社テクノ観光バス
1　決定年月日　平成25年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第１４５６４号
東京都渋谷区桜丘町22番14号
破産者　株式会社エス・オーインク
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３０８３号
神奈川県横浜市金沢区富岡東５―18―１―103、住民票上の住所東京都目黒区東が丘２丁目７番３号
破産者　田中　豊拓
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３９６２号
神奈川県厚木市温水322番地58
破産者　株式会社ユウト
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７７９号
東京都港区西麻布２丁目17番３号
破産者　株式会社プラネット
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７８０号
東京都世田谷区鎌田４丁目７―31―202
破産者　矢矧　勝平
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７８１号
東京都世田谷区鎌田４丁目７―31―202
破産者　矢矧　温子
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部